

千葉県告示第629号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年8月3日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年8月3日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
原町107号線	若葉区東寺山町214番15から 若葉区東寺山町1053番4まで	前	5.04～5.04	9.7
		後	6.02～6.02	
	若葉区東寺山町214番16から 若葉区東寺山町1056番17まで	前	5.00～5.17	73.6
		後	6.00～6.02	